



様式第2号 (第4条関係)

平成29年 4月27日

## 資産等補充報告書

瑞穂市長 棚橋 敏明

### 1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
瑞穂市穂積野口 1390	1,402 m <sup>2</sup>	167,679 円	相続
瑞穂市穂積高野 2183	1,014 m <sup>2</sup>	79,599 円	相続
瑞穂市穂積高野 2221	234 m <sup>2</sup>	18,369 円	相続
瑞穂市穂積高野 2228-1	268 m <sup>2</sup>	21,038 円	相続
瑞穂市穂積高野 2228-1	14 m <sup>2</sup>	1,099 円	相続
瑞穂市穂積高野 2235-1	448 m <sup>2</sup>	53,580 円	相続
岐阜市問屋町 1 丁目 19	368 m <sup>2</sup>	350,843 円	相続
岐阜市問屋町 1 丁目 19	132 m <sup>2</sup>	5,997 円	相続
岐阜市問屋町 2 丁目 17	207 m <sup>2</sup>	180,914 円	相続
岐阜市問屋町 2 丁目 17	50 m <sup>2</sup>	2,107 円	相続

- (注1) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。  
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
該当なし	㎡	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
岐阜市問屋町1丁目19	24 m <sup>2</sup>	1,131,152 円	相続 共用

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金・郵便貯金

・預金

預金の総額	5,000,000円
-------	------------

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	0円
-------	----

(注) 普通貯金を除く。



6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

該当なし	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	103,129,477円
--------	--------------

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	0円
--------	----